綾瀬市保健福祉プラザ１階ラウンジ展示スペースの利用に関する要領

（趣旨）

第１条　この要領は、綾瀬市保健福祉プラザの利用者及び地域住民等の活動の成果を発表する場を設けることにより、市民の健康及び福祉の増進や地域交流、地域コミュニティの形成を図るため、綾瀬市保健福祉プラザ１階ラウンジ展示スペース（以下「展示スペース」という。）の利用について、必要な事項を定める。

　（定義）

第２条　前条の趣旨に規定する綾瀬市保健福祉プラザの利用者及び地域住民等の活動の成果とは、活動記録や活動により作成された作品、研究成果等とし、会員募集のみを記載したお知らせや、発表会・展示会のお知らせ等は活動の成果には含まない。

（利用の目的と対象）

第３条　展示スペースは、次の各号のいずれかに該当する場合に利用する事ができる。

　(1) 綾瀬市内で活動する団体及びグループで、綾瀬市保健福祉プラザ及び綾北福祉会館運用要綱（平成２９年６月１日施行）第３条に規定する予約登録の申請を行い、同要綱第６条に規定する登録の決定を受けたものが利用する場合

　(2) 市又は市の機関が主催する行事等において利用する場合

　(3) 市立の小学校、中学校又は保育園が教育又は保育活動における成果発表として利用する場合

　(4) 市内の高等学校（高等専門学校を含む。）又は私立保育園若しくは幼稚園が教育又は保育活動における成果発表として利用する場合

　(5) その他市長が特に認めた場合

（利用期間）

第４条　利用期間は、市の行事等で利用する日及び綾瀬市保健福祉プラザ条例施行規則（平成２９年綾瀬市規則第２５号。以下「規則」という。）第２条に規定する休館日を除く１４日間までを原則とする。ただし、市長が特に必要と認めたときはこの限りではない。

２　休館日のうち、規則第２条第１項第２号の規定の期間については、展示物を引き続いて展示することは出来ない。

（展示品の搬入・搬出）

第５条　展示品の搬入及び搬出は、前条第１項に定める利用期間内に行うものとする。

　（使用料）

第６条　使用料は無料とする。

　（利用の申請）

第７条　展示スペースの利用を希望する者は、事前に綾瀬市保健福祉プラザの管理担当課に予約状況を確認し、利用開始日の６か月前の翌日から、利用開始日の７日前までに、綾瀬市保健福祉プラザ１階ラウンジ展示スペース利用申請書（第１号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

（利用の承認等）

第８条　市長は前条に定める申請書が提出されたときは、その内容を審査し、利用開始の日までに綾瀬市保健福祉プラザ１階ラウンジ展示スペース利用承認等通知書（第２号様式）により、利用の承認又は承認しない旨について通知する。

２　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、展示スペースの利用を承認しないものとする。

　(1) 綾瀬市保健福祉プラザ条例（平成２９年３月条例第７号。以下「条例」という。）第６条第１号から第５号までに規定する利用の制限に該当するとき。

(2) 条例第１２条に規定する物品販売等の禁止に該当するとき。

　(3) 特定の政党に関連するものを展示しようとするとき。

　(4) 危険物又は腐敗の恐れがあるものを展示しようとするとき。

　(5) その他不適当であると思われるものを展示しようとするとき。

（利用方法等）

第９条　前条第１項に規定する利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、展示スペースを利用する際（展示品の搬入又は搬出の作業を含む。）は職員の指示に従い、利用者の責任において安全に利用し、展示品の適正な管理を行わなければならない。

２　展示品はピクチャーレールからの吊り下げ等の方法により、壁面を利用して展示できるもの又は縦４５センチメートル以内、横１８０センチメートル以内の机に展示できるものに限る。

３　展示スペースのピクチャーレール及び机を除き、展示に必要な備品及び付属品等は、利用者が用意するものとする。

　（損害賠償）

第１０条　利用者が備え付けた展示品の落下、破損等により他者に損害を与えた場合は、利用者がその損害を賠償しなければならない。

（雑則）

第１１条　市長は、綾瀬市保健福祉プラザの管理運営上支障があると認める場合には、展示期間中であっても、利用の一部又は全部を制限することができる。

２　展示品が盗難、紛失、破損等した場合は、市長はその責任を負わない。

　（委任）

第１２条　この要領に定めるもののほか、展示スペースの利用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　この要領は、平成３０年５月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和６年３月１日から施行する。

第１号様式（第７条関係）

綾瀬市保健福祉プラザ１階ラウンジ展示スペース利用申請書

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

申請者　住所

電話番号

団　体　名

代表者氏名

　次のとおり、綾瀬市保健福祉プラザ１階ラウンジ展示スペースの利用に関する要領第７条の規定に基づき、展示スペースの利用について申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 利用施設名 | 綾瀬市保健福祉プラザ１階ラウンジ展示スペース |
| 展示等の名称 |  |
| 展示物の種類及び出品点数 |  |
| 利用目的 |  |
| 利用期間 | 年　　月　　日（　　）～　　年　　月　　日（　　） |
| 搬入希望日時 | 　　年　　月　　日（　　）　　時　　分～　　時　　分 |
| 搬出希望日時 | 　　　年　　月　　日（　　）　　時　　分～　　時　　分 |
| 団体登録番号 |  |

※　搬入希望日時及び搬出希望日時は、利用期間内の日時で記載してください。

第２号様式（第８条関係）

綾瀬市保健福祉プラザ１階ラウンジ展示スペース利用承認等通知書

年　　月　　日

　　　　　　　　様

綾瀬市長　　　　　　　　　印

　　　　　年　　月　　日付で申請のありました展示スペースの利用について、次のとおり決定しましたので、綾瀬市保健福祉プラザ１階ラウンジ展示スペースの利用に関する要領第８条第１項の規定に基づき通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 利用施設名 | 綾瀬市保健福祉プラザ１階ラウンジ展示スペース |
| 展示等の名称 |  |
| 展示物の種類及び出品点数 |  |
| 利用期間 | 年　　月　　日（　　）～　　年　　月　　日（　　） |
| 決定事項 | □　承認□　承認しない（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

　※　展示品の安全確保は、利用者の責任において対応してください。